

## はじめに

本誌は中国の医療保険への収載と薬価戦略について説明をするが、中国の医療保険のシステムがどのようになっているかをよく理解しないと、医療保険リスト収載の方法もよく理解できない。また、薬価戦略についても、日本の薬価制度と中国の薬価制度の違いを、よく理解しないと、何がどうなってなぜこうなるのか、理解に苦しむ事になる。

日本でのケースでは、医薬品は薬価収載後新発売のパターンが多くあるが、中国ではそのようには行かない。輸入承認を得てから、全国の医療保険償還リストに収載させるまでには、最低で3年～5年掛かる。それまでコツコツと実績を積み上げ、専門家の評価を得て、専門家から必要と認められ償還リスト収載の候補に挙げて貰って、初めて会議の議題に載る。そして最終会議で承認されて、晴れて医療保険償還リストに収載される。だがそれでOKではない。リスト収載されたら、直ぐに病院に採用される訳ではない。次は入札で無事に製品を落札させて、初めて病院に納品でき医局活動が開始される。本誌では、中国のこの複雑な仕組みを判り易く実践的に解説したい。今現在、中国で活動されている皆さんや、これから活動を計画されている皆さんにできるだけ、無駄な回り道をしないで成果があげられるように、著者の成功体験・失敗体験から具体的な戦略をお示しする。

## 1. 中国の医療保険制度

### 1.1 中国の保険収載の仕組み

中国の医療保険制度における、日本との仕組みの違いは、保険の給付内容が全国統一的に実施されていない事である。中国では、現在3種類の医療保険が存在し、保険の種類によって使用できる薬が決められており、提供される医療の内容も違っている。1951年制定の労働保険条例で実施された公費医療保険と劳保医療保険から成る公的保険を引き継いだ「都市労働者基本医療保険」と、2007年に中国政府の国民皆保険制度を目的に制定された「新型農村医療保険」、「都市住民基本医療保険」で全国民の95%以上をカバーしている。一番内容の充実している保険は「都市労働者基本医療保険」で、医療保険の償還リストに収載されている全ての薬が使用できる。次に充実しているのが「都市住民基本医療保険」で医療保険の償還リストの中の一部の薬に使用の制限がされている。「新型農村医療保険」は、約8億5千万人が加

入しているが、使用できる薬は限られている。「都市労働者基本医療保険」では、医療保険料は給与の12%(北京市の場合、各省で違っている)で、企業が10%を負担し、個人が2%を負担している。「新型農村医療保険」では農民一人当たり年間10元の保険料に対し、国が120元を負担して2007年に保険制度を立ち上げたが、2012年には国の負担は230元にまで増額されている。政府は中国国民の大半をカバーしている「新型農村医療」を充実させて、底辺医療の底上げ(レベルアップ)を目指している。その為に、「新型農村医療保険」で使用が許可されている「国家基本薬物リスト」に記載されている医薬品の種類を増やす事が考えられている。現在約300種類の医薬品が「国家基本薬物リスト」に記載されているが、このリストに新たに700種類の医薬品を追加すると発表している。後程詳しく説明するが、当然、このリストの医薬品は、甲リストの医薬品の為、自己負担なしの100%無償で償還される。リストを充実させる事は、国家の負担を益々重くする。その為に、「国家基本薬物リスト」に記載されると、償還価格は更に低い価格が要求され、現在の償還価格から30～50%のダウンになる。その代わりに使用される市場は今までとは比較にならない程大きくなり、全体には薄利になるが量でカバーする事ができる為、ジェネリックメーカーにとってはチャンスにもなる。

## 1.2 中国医療保険の償還制度

---

中国の医療保険は、外来と入院で対応が違っている。医療費の無駄使いを防ぐ為に、日本の制度に学んで、外来の保険償還と入院の保険償還が区別されている。「都市労働者基本医療保険」「都市住民基本医療保険」と「新型農村医療保険」のそれぞれの仕組みについて説明する。

「都市労働者基本医療保険」では、外来の保険償還は、医療保険料の個人が負担している掛け金を個人の口座に積み立て貯金をしており(省によって、企業が拠出している10%の中から1～2%を個人の口座に加えている)、この範囲で償還されている。入院の保険償還は、企業が拠出した保険金を集めた基金から償還される仕組みになっている。従って外来の保険償還は、自分の口座の積立金がなくなれば、それ以後の医療費は全額自己負担になる。逆に自分の口座に多くの残額がある場合、両親や子供の為に使用する事もできる。入院での費用負担は、基金が支払う為、安心して治療が受けられる。

「都市住民基本医療保険」では、被保険者は3つの病院と1つの地域コミュニティーセンターを選んで、自分の指定病院として登録する。外来診察の時は、最初に地域コミュニティーセンターを受診するように決められている。年間の自己負担の支払い限度額は600円でそれ以上支払う事はない。国の負担割合は50%で天井ライン(年間国の負担する限度額)は2000元。

## 2.6 EDL に掲載させる為の工夫

---

省の医療保険の償還リストに掲載されると、その省では医療保険で償還されるようになるので、売り上げも一気に 20 倍～30 倍になり、MR を増強し市場開拓が本格的になってくる。問題はこのような省をいくつ作れるかになる。更に次なる展開として、底辺の拡大にも注力しなければならない。兎にも角にも省の医療保険償還リストに掲載される事(票数)を増やさないといけない。また、全国の専門家会議で招集される専門家を押さえる対策も必要になってくる。ここで大切なのは、中華医学会でその領域の分科会年会が開催される時に、開催地で専門家の研究会を主宰し、著名な専門家へ製品の良い評価の情報を提供し、啓蒙活動をする事である。専門家は色々な場所で顔を合わせているので、専門家同士の序列もはっきりしており、上からの意見に逆らう事はできない。また、中国は面子を重んじる傾向が強い為、相手の面子を潰すような事はしない。従って著名な専門家からの推薦はとても重要で、臨床開発の段階から著名な専門家に臨床試験を依頼して、人間関係を構築しておく努力が必要になる。全国の専門家会議が近づくと、自社製品のデータを紹介する冊子を作成し、これといった専門家を訪問して、説明と依頼の為に全国を回る事になる。会議の会場を突き止めると、秘かに入り口付近で会議への参加メンバーをチェックする為に社員を張り込ませて、参加した専門家を調べ情報収集と、対策を検討する。晴れて全国医療保険償還リストに掲載されたからと言って安心はできない。何故か？ それは、前項で述べたように、省単位で 15% の範疇で、リストの出し入れがあるからである。特に、今までリストに掲載されていなかった省(票になっていない)は要注意である。必ず、追加で専門家対策をして、はじき出されないようにする必要がある。

## 2.7 成功例

---

私が中国の総経理として中国に赴任し、MR と一緒に病院を訪問した時の事だが、どの病院でも MR は薬剤部を訪問しないで、直接医局を訪問している事が気になっていた。その MR の上司に確認すると、薬剤部の主任(薬剤部長)はメーカーと面談しないから、薬剤部には訪問していないとの答えであり、どのメーカーも同じ訪問パターンであった。私はこれはチャンスだと思い、積極的に薬剤部の主任にアポイントを取らせて面談をした。薬剤部の主任は、メーカーの総経理が会いたいと依頼すると、会社の TOP の面子を潰すといけないと思い、多くの先生が時間を割いて面談してくれる事ができた。この時の対応が大切で、一回の訪問で終わらないように、必ず宿題をつくり、次回を訪問を約束するようにした。私のこの時の共通のテーマは、病棟薬剤師の活動をどうしているかであり、実際に日本の病院の薬剤部でも、当時は悩みの多いテーマであった。そこで、中国の病院薬学専門委員会(日本病院薬剤

### 資料3 最高小売価格設定方式法案

出荷価格(輸入価格)に、積み上げ幅を設置  
工場出荷価格(輸入価格)の価格帯別に積み上げ可能額を  
設定しその枠内で販売価格を申請する

例	工場出荷価格	上乗せ価格幅
	10元以下	30%
	10～40元	20%+1元
	40～200元	15%+3元

### 資料4 医薬品工場出荷価格調査法(抜粋)

第一条 薬品価格管理を強化し、薬品出荷価格の調査を規範する為に、《中華人民共和国価格法》、《中華人民共和国薬品管理法》及び《中華人民共和国薬品管理法实施条例》によって、本方法を制定した。

第二条 国家発展改革委組織の定価権限範囲に属する工場薬品出荷価格調査に適用する。

第三条 国家発展改革委組織の薬品の工場出荷価格調査は薬品価格審査・評価中心に実施され、或いは、省級価格管理部門に委託して実施する。

第四条 薬品の工場出荷価格調査はわが国における薬品を生産或いは分装する工場出荷価格を実地に調査する行為で、国家発展改革委は法律によって価格調査を行う重要な形式である。

第五条 薬品の工場出荷価格調査は客観公正、科学謹厳、公開透明の原則に従うべきである。

第六条 国家発展改革委は薬品価格制定と調整の需要によって、本級定価範囲内からある薬品を選んで生産企業に指定期間の工場出荷価格などを調査する。

第七条 薬品の工場出荷価格調査の内容は薬品の工場出荷価格及び販売などの状況を含む。

第八条 薬品生産企業は調査要求に従い「生産企業及び薬品基本状況調査表」(添付書類一)と「薬品の工場出荷価格調査表」(添付書類-2-二)を実際に記入し、以下の資料も提供する：

(一) 企業声明書：提供した関連資料の合法性と真実性に法律責任を負う声明である。

(二) 関連法律書類：企業営業許可書、薬品登録許可書、労働契約など。

(三) 薬品の開発関連資料：新薬証明書、特許証明書、国家表彰証明書など。

(四) 販売政策関連資料：販売契約など。